

エルサルバドルの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

エルサルバドル共和国(スペイン語では「República de El Salvador」。英語では「Republic of El Salvador」。以下「エルサルバドル」という)は、中央アメリカに位置し、太平洋に面する共和国である。北西はグアテマラ、北東はホンジュラスに接し、南は太平洋に面している(エルサルバドルは、中央アメリカで唯一、カリブ海に面していない)。国土の面積は約2万1000平方キロメートルで、四国より少し大きい程度である。国名は、スペイン語で「救世主」を意味する。首都はサンサルバドル、公用語はスペイン語である。

約638万人いるエルサルバドル国民のうち、メスチソ(先住民と白人の混血)が約87%、白人が約13%、先住民が約1%という構成となっている。また、カトリックが約71%と多数派を占める。エルサルバドルは、国土の面積が小さいわりに人口が多く、米州で最も人口密度が高い国となっている。

1525年、スペイン人ペドロ・デ・アルバラードがサンサルバドルを攻撃し、1528年には現在のエルサルバドル全域が征服された。以来、スペインがエルサルバドル周辺地域の支配権を確立し、グアテマラ総督府を置いた。1821年にスペインからの独立を宣言したグアテマラ総督府は、1823年に中米諸州連合に加入したが、そこからエルサルバドルが1841年に分離独立した(その際、米国への併合を求めたが、米国に断られた)²。

20世紀初めには、「14家族」(スペイン語では「カトルセファミリア」)³と呼ばれる富裕層の支配権が確立したが、その後も、クーデターと独裁政治が繰り返された。

1969年には、サッカーの世界カップ予選をめぐる、エルサルバドルと隣国ホンジュラスとの間で、いわゆる「サッカー戦争」が勃発した。これは、もともとエルサルバドルからの不法移民がホンジュラスに大量に流入していたこと等から両国の間に対立の火種があったところ、サッカーの試合が引き金になったものであった。米国及び米州機構(OAS)

¹ えんどう まこと、弁護士・博士(法学)。BLJ法律事務所(<https://www.bizlawjapan.com/>)代表。

² 本稿におけるエルサルバドルの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』(二宮書店、2018年)410頁等を参照した。

³ 但し、「14家族」というものは、左派ゲリラが武装闘争を正当化するために使用された比喩・俗説にすぎず、実際に「14家族」という言葉が指し示す富裕層・支配層は必ずしも特定されていない(田中高著「14家族は存在するのか」(『エルサルバドルを知るための55章』(明石書店、2010年)所収)118~122頁。)

が積極的に和平調停工作を行ったことから、戦闘は 4 日間で終了したが、戦争の犠牲者は約 2000 人に上った⁴。戦後、30 万人以上の移民がホンジュラスからエルサルバドルに送還されたことは、エルサルバドル社会の不安定要因となった。

1970 年代から左翼ゲリラの活動が活発化し、1979 年のクーデターにより革命評議会が発足した後は、米国の支援を受けた政府と左翼ゲリラとの戦闘が激化し、約 12 年間に及ぶ「エルサルバドル内戦」に突入した。政府軍とゲリラの双方による虐殺・暴行が横行したが、1992 年に国連の仲介により和平協定が調印され、左翼ゲリラ組織である「ファラブンド・マルチ民族解放戦線」(FMLN) が政党として承認され、内戦は終結した。内戦による犠牲者は、7 万 5,000 人以上といわれている。2009 年の大統領選挙では FMLN のマウリシオ・フネスが当選し、以後、左派政権が続いている。

エルサルバドルの主要な産品は、衣類、コーヒー豆、綿花、砂糖等である⁵。エルサルバドルは、鉱物資源が乏しく、ホンジュラス、ニカラグア等と並んで中米諸国の中で最も貧しい国の一つであり、世界経済危機及び自然災害⁶の影響により、経済的には立ち遅れていたが、経済発展に向けた努力が行われており、近年の GDP 実質成長率は、2014 年が 1.4%、2015 年が 2.3%、2016 年が 2.4%というように、経済も徐々に回復している。エルサルバドルは、世界経済フォーラム(ダボス会議)の「世界競争力報告」において、中南米では、チリ、ウルグアイ、メキシコに次ぐ 4 位となっている。また、エルサルバドルでは、国際空港及び港湾が建設され、物流ハブとなることが期待されているほか、2001 年 1 月のドル化により金利の低下及び物価の安定を実現し、金融の規制緩和を含む経済改革が積極的に進められてきたことから、近時は、金融ハブとなることが目指されている⁷。このように、エルサルバドルのビジネス環境は急速に改善されつつあるといえる。

エルサルバドルは、1995 年に世界貿易機関(WTO)に加盟した。また、エルサルバドルは、他の周辺諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、エルサルバドルは、中米統合機構(SICA)に加盟しており、その事務局はサンサルバドルに置かれている。中米統合機構は、地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的としている。正規加盟国は、エルサルバドルのほか、グアテマラ、ホンジュラス、

⁴ 田中高著『サッカー戦争』(『ホンジュラスを知るための 60 章』(明石書店、2014 年)所収) 155~159 頁。

⁵ 米国にはエルサルバドルから約 250 万人の出稼ぎ者が滞在し、2016 年には約 45 億 8,000 万米ドル(エルサルバドルの GDP の約 17%に相当)のエルサルバドルの家族への送金が行われていたが、近時、米国のトランプ政権は、エルサルバドル等からの移民の流入を制限する政策を採っている。

⁶ 近時、エルサルバドルでは、2001 年には 2 度の大地震、2005 年にはサンタ・アナ火山の噴火、2009 年にはハリケーン・アイダというように、大きな自然災害が立て続けに発生している。

⁷ 細野昭雄著「ハブ機能を高めるエルサルバドル」(『エルサルバドルを知るための 55 章』(明石書店、2010 年)所収) 30~33 頁。

パナマ、コスタリカ、ニカラグア、ベリーズ及びドミニカである。さらに、エルサルバドルは、コロンビア等との間で二国間の自由貿易協定（FTA）を締結し（発効済み）、また、米国・中米・ドミニカ（CAFTA-DR）との自由貿易協定、中米・EU 経済連携協定も発効済みである。なお、エルサルバドルは、従来、台湾との外交関係を維持していたが、2018年8月、台湾との国交を断絶し、中国と国交を樹立した。

エルサルバドルの法制度は、フランス法の流れを汲み、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。成文法主義を採るエルサルバドルの法制度における直接的な法源としては、憲法、条約、法律、政令、規則等がある。条約は法律に優先するが、統治方法又は領土等を変更する条約を締結することはできない。また、英米法におけるような判例の先例拘束性は、エルサルバドルでは、原則として認められていないが、最高司法裁判所が民事事件及び刑事事件において示した判例が3回連続して同じ文脈において適用されたときは、法的効力を有するようになる（労働事件の場合は5回連続）⁸。

II 憲法

1 総説

エルサルバドルの現行憲法は、1983年12月15日に採択され、同年12月16日に公布され、同年12月20日に施行された。その後、2003年に憲法改正が行われている。

全274条から構成されるエルサルバドル憲法の体系は、表1のとおりである⁹。

表1：エルサルバドル憲法の体系（2014年までの改正を反映）

前文		
第1編	単一章 人及び国家の目的	
第2編 人の権利及び基本的保障	第1章 個人的権利及び例外的事象	第1節 個人的権利
		第2節 例外的事象
	第2章 社会的権利	第1節 家族
		第2節 労働及び社会保障
		第3節 教育、科学及び文化
第4節 公衆衛生及び社会扶助		
第3章 市民、選挙機関における市民の政治的権利義務		

⁸ http://www.nyulawglobal.org/globalex/El_Salvador1.html

⁹ エルサルバドル憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/El_Salvador_2014.pdf?lang=en

第3編 国家、その統治形態及び政治制度		
第4編 国籍		
第5編 経済秩序		
第6編 政府の組織、権力及び権限	第1章 立法府	第1節 議会
		第2節 法律、その制定、公布及び施行
		第3節 条約
	第2章 行政府	
	第3章 司法府	
	第4章 公共省	
	第5章 共和国会計裁判所	
	第6章 地方自治	第1節 県知事の権限
		第2節 市町村
第7章 最高選挙裁判所		
第8章 軍隊		
第7編 行政統治	第1章 公務員	
	第2章 財政	
第8編 行政職員の責任		
第9編 範囲、適用、改正及び無効		
第10編 経過規定		
第11章 効力		

2 統治機構

(1) 立法府

エルサルバドルの立法府たる議会は、一院制が採用されている。議会は、比例代表選挙により選出された84名の議員により構成される（うち64名は14の県に相当する選挙区から選出され、残りの20名は全国区から選出される）。議員の任期は3年である。

議員となるには、①25歳を超えていること、②父母のいずれかがエルサルバドル人であり、出生によりエルサルバドル人となったこと、③高潔で教養のある者であること、④選挙日から遡って過去6年間、市民権を有していたこと、という要件を満たす必要がある。大統領、副大統領、大臣、最高司法裁判所の裁判官、選挙機関の職員、軍人等は、議員になることはできない。

議会が決議を行うには、議員総数の過半数の賛成が必要である。

法案提出権は、議員、大統領（大臣を通じて）、最高司法裁判所（裁判所の組織、公証人・弁護士等に関する事項）等が有する。法律案は、議会で審議された後 10 営業日以内に、大統領に転送される。大統領が異議を有しない場合、法律案に署名の上、議会に返送され、公布される。

（２）行政府

行政府は、大統領、副大統領、大臣及び副大臣により構成される。

行政権は、国家元首であり行政府の長でありエルサルバドル軍の最高指揮官でもある大統領が行使する。大統領及び副大統領は共に、国民による直接選挙で選出される。大統領及び副大統領の任期は 5 年で、連続再選は禁止されている。

大統領となるには、①30 歳を超えていること、②父母のいずれかがエルサルバドル人であり、出生によりエルサルバドル人となったこと、③高潔で教養のある者であること、④選挙日から遡って過去 6 年間、市民権を有していたこと、という要件を満たす必要がある。

内閣は、大統領が指名する 16 名の大臣により構成されるが、首相職は存在しない。

（３）司法府

エルサルバドルの司法府は、最高司法裁判所（1 か所）、控訴裁判所（27 か所）、第一審裁判所（207 か所）及び少額裁判所（322 か所）から構成される¹⁰。司法府には、国家予算の 6%以上が割り当てられることになっている（172 条 3 項）。

エルサルバドルの司法制度において、通常裁判所の系列の頂点に位置するのは、最高司法裁判所である。最高司法裁判所は、国会により選出された 15 名の最高司法裁判所裁判官から構成される。最高司法裁判所裁判官の任期は 9 年である。最高司法裁判所には、民事廷、刑事廷、憲法廷、行政争訟廷がある。

最高司法裁判所は、違憲審査権を有する。エルサルバドルでは、最高司法裁判所とは別に憲法裁判所が設置されているわけではなく、最高司法裁判所の憲法廷に属する 5 名の裁判官が憲法裁判所を構成する。

民事廷及び刑事廷は、下級審判決に対する上訴審を管轄する。行政争訟廷は、行政訴訟等を管轄する。

最高司法裁判所裁判官となるには、①出生によりエルサルバドル人となったこと、②俗人であること、③40 歳を超えていること、④共和国の弁護士であること、⑤高潔で高い能力を有する者であること、⑥控訴裁判所の裁判官として 6 年、第一審裁判所の裁判官として 9 年、又は弁護士として 10 年以上の経験を有すること、という要件を満たす必要がある。

最高司法裁判所の下には控訴裁判所がある。各控訴裁判所には、最高司法裁判所が指名した 2 名の裁判官がおり、第一審裁判所の判決に対する控訴事件を管轄する。

¹⁰ http://www.nyulawglobal.org/globalex/El_Salvador1.html

控訴裁判所の下には第一審裁判所がある。各第一審裁判所は、最高司法裁判所が指名した 1 名の裁判官により審理される。第一審裁判所は、少額裁判所の判決に対する控訴審を管轄することもある。

さらに、少額裁判所も設置されている。これは、少額の民事事件の第一審等を、最高司法裁判所が指名した 1 名以上の裁判官が審理する裁判所である。

なお、同一の裁判官は、異なる審級であっても、同一の事件を審理してはならない旨の明文規定が置かれている（16 条）。

3 人権

エルサルバドル憲法の「第 2 編 人の権利及び基本的保障」及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、エルサルバドル憲法においても、ほぼ同様に保障されているといえる。

エルサルバドル憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑は、戦時において軍法による場合を除き、禁止されている（27 条 1 項）。
- ②戦争、侵略、反乱、扇動、惨事、疫病又はその他の一般的な災害、公共秩序の混乱等の場合には、一部の人権の保障が 30 日間停止されることが明文で規定されている（29 条、30 条）。
- ③子ども及び未成年者の権利について、明文規定が置かれている（34～36 条）。
- ④労働及び社会保障について、詳細な規定が置かれている（37～52 条）。例えば、労働時間は、1 日あたり 8 時間以内、1 週間あたり 44 時間以内とされなければならないというように、具体的に規定されている（38 条 6 項）。
- ⑤教育について、詳細な規定が置かれている（53～61 条）。
- ⑥選挙権等の市民権について、詳細な規定が置かれている（71～82 条）。例えば、市民権は 18 歳以上のエルサルバドル人に認められること（71 条）、実刑判決、精神障害等の理由による市民権の停止（74 条）、選挙における投票の買収に関与した者等の市民権の剥奪（75 条）等が規定されている。
- ⑦人身保護令状及び保護請求訴訟について、明文で規定されている（11 条 2 項、247 条）。自己の人権が他者により不法に若しくは恣意的に侵害された場合、又は被拘禁者の尊厳若しくは身体的・精神的・倫理的完全性が侵害された場合、人身保護令状（Habeas Corpus）を求めて、最高司法裁判所の憲法廷又はサンサルバドル以外に所在する控訴裁判所に提訴することができる。保護請求訴訟（Amparo）とは、憲法で認められている人権への侵害（拘禁を除く）に対し、救済を求めて最高司法裁判所の憲法廷に提訴することである。
- ⑧出生によるエルサルバドル人は、多重国籍が認められる（91 条 1 項）。
- ⑨エルサルバドル国内政治に直接又は間接に参加した外国人は、エルサルバドルに居住す

る権利を失うものとされている（97条2項）。

Ⅲ 民法

エルサルバドルでは、1859年民法典が、幾度もの一部改正を経ながらも、今日まで150年以上にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている¹¹。

エルサルバドルでは、1人の自然人又は法人（国内か国外かを問わない）は、245ヘクタール（605エーカー）以下の土地しか所有することはできない。エルサルバドルの地方の土地については、相互主義の原則の下で、外国人による取得は、原則として制限されない。地方の土地を産業目的に使用する場合は、相互主義の原則は適用されない。不動産所有権の譲渡には、政府の認可は不要であるが、譲渡の有効性を第三者に対抗するためには、登記しておく必要がある。不動産賃貸借法は、借主の利益を保護する傾向がある。即ち、賃貸借期間が経過した後でも、借主は、賃料支払いを継続する限り、当該不動産を明け渡さずに使用することができる。また、請求できる賃料の額は制限されており、立ち退きの手続は極めて困難となっている。私有土地の善意の占有者は、当該私有土地の所有権を時効取得できる¹²。

Ⅳ 商法・会社法

エルサルバドルでは、1970年商法典により、いくつかの種類の子会社が認められているが、エルサルバドルに投資しようとする外国企業は、エルサルバドルに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するエルサルバドル法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。また、外国企業はエルサルバドルに代表事務所を設置することもできるが、市場調査及び当該外国企業の製品・サービスのプロモーションを行うことができるだけである。

エルサルバドルに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、①「有限責任会社」（S.R.L.）又は②「株式会社」（S.A.）が最もよく利用されている。また、「株式会社」（S.A.）の一種として、③「可変資本株式会社」（S.A. de C.V.）が利用されることも多い。これらの会社の特徴は、表2のとおりである¹³。

¹¹ http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=339740

¹² <https://www.export.gov/article?id=El-Salvador-Protection-of-Property-Rights>

¹³ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」（JURIS、2018年）の「El Salvador」2～9頁。

表 2 : エルサルバドル法における主な会社の種類¹⁴

名称	スペイン語	特徴
有限責任会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (S.R.L.)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。有限責任会社にあつては、2名以上25名以下の出資者（自然人か法人かを問わない）及び1名の取締役が必要である（出資者及び取締役は外国人であってもよいが、少なくとも1名の取締役は、法定代表者として、エルサルバドル居住者でなければならない）。最低資本金は2,000米ドルであるが、設立時には5%以上が払い込まなければならない（1年以内に残部も払い込まなければならない）。出資者総会は、会社の最高機関である。会社の経営は、1名以上の取締役が行う。監査役の設置は必須であり、毎年、監査を経た財務書類が提出される必要がある。会社名には「Limitada」又は「Ltda.」という語を含める必要がある。
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。株式は、株主の地位が細分化された割合的単位のかたちをとったものをいう。株式会社にあつては、2名以上の株主（自然人か法人かを問わない）及び2名以上の取締役が必要である（株主及び取締役は外国人であってもよいが、少なくとも1名の取締役は、法定代表者として、エルサルバドル居住者でなければならない）。最低資本金は11,450米ドルであるが、設立時には25%以上が払い込まなければならない（1年以内に残部も払い込まなければならない）。株主総会は、会社の最高機関である。監査役の設置は必須であり、毎年、監査を経た財務書類が提出される必要がある。監査役もエルサルバドル居住者でなければならない。株式は自由に譲渡することができ、譲渡を制限する合意は無効である。
可変資本株式会社	Sociedad Anónima de Capital Variable (S.A. de C.V.)	株式会社の一種である。可変資本株式会社にあつては、あらかじめ定款で定められた範囲及び手続に従って、取締役会決議等に基づき、新たに定款変更を行うことなく、可変部分の株式を増加又は減少させることができる。

¹⁴ <https://www.healyconsultants.com/el-salvador-company-registration/setup-llc/>

V 民事訴訟法

エルサルバドルの民事司法裁判所には、最高司法裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所及び少額裁判所がある。通常の民事訴訟手続においては、当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴することができる。

エルサルバドルでは、従来より、訴訟遅延が大きな問題とされてきた。単純な訴訟事件でも2~3年、複雑な訴訟事件では8~10年を要するといわれている。そこで、2010年の民事・商事訴訟法典は、審理のスピード化を図っている。

また、近時、エルサルバドルにおいては、裁判官等の司法機関職員の汚職も大きな問題となっている。そこで、訴訟に代わる紛争解決手段として、仲裁が利用されることが多い。仲裁は、訴訟に比べ、はるかに、迅速で、柔軟性があるとされる。

2002年には、エルサルバドルの調停・仲裁法が制定された。しかし、2009年の同法の改正により、仲裁当事者は仲裁裁定につき不服がある場合、エルサルバドルの裁判所に控訴することができることとされた¹⁵。当該改正に対しては、多くの外国企業等からの批判がなされている。

VI 刑事法

エルサルバドルは、治安が悪いことで世界的に有名である。2015年には、エルサルバドル国内で6,657人、1日あたり平均約18人が殺害された。エルサルバドルにおける人口10万人あたり殺人発生率は約99.7人で、内戦下のシリアに次いで、世界第2位となっている。

エルサルバドルの現行の刑法典は、1997年刑法典である（1998年4月20日施行）¹⁶。

エルサルバドルは、中絶を一切禁止している、世界で数少ない国の一つである。エルサルバドルで人口妊娠中絶を行った者は、妊娠の理由如何にかかわらず（例えば、強制的性交によるものか否か、母体に危険を生じるか否か等を問わず）、禁固刑に処せられる。近時、エルサルバドルでは、中絶を理由に長期の拘禁刑に処せられていた女性が裁判所の命令により釈放されたというニュースが報道されたことを契機として、中絶を非犯罪化すべきとの声が高まっている。

エルサルバドルでは、「マラス」と呼ばれる犯罪組織が大きな社会問題となっている。マラスは、例えば、交通機関関係者及び商店等から「みかじめ料」を徴収したり、殺人、強盗、誘拐等の凶悪犯罪を引き起こしたりしている。とくに、「マラ・サルヴァトルーチヤ」

¹⁵

<https://www.state.gov/e/eb/rls/othr/ics/investmentclimatestatements/index.htm?year=2018&dclid=281751#wrapper>

¹⁶ <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=3773>

(MS-13) と「バリオ 18」という 2 大犯罪組織が対立し、数々の抗争事件を引き起こしてきた。2010 年に制定されたマラス禁止法により、マラスの存在は非合法となり、これらの犯罪組織が所有する資産及び違法目的のために使用する資源は国が差押・押収できるようになった。しかし、実際には、マラスを壊滅するには程遠い状況にあり、マラスは、依然として、活発に活動を続けている。

エルサルバドルで薬物犯罪が多い原因は、エルサルバドルが、南米で生産された麻薬が北米に輸出される際の中継地となっていることによる。

エルサルバドルでも、他の多くのラテンアメリカ諸国と同様、刑務所の過剰拘禁や収用環境の悪化という問題が生じている。エルサルバドルでは、刑務所の収用能力は 9060 名であるところ、実際には 30,000 名が収用されており、過剰拘禁率は 253% でラテンアメリカで最悪の数値となっている¹⁷。

VII 参考資料

以上、エルサルバドル法の概要を簡単に紹介してきたが、エルサルバドル法については、日本語の文献・論文等は、非常に少ない。エルサルバドル法全般については、英語で紹介・解説した文献・論文等がインターネット上で比較的多く存在する。エルサルバドル法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Guide to Legal Research in El Salvador」¹⁸等が参考になる。

エルサルバドルの法令は、スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、現在のエルサルバドルは、前述したように、物流ハブ・金融ハブを目指して経済改革が行われ、ビジネス環境が改善されていること、近年の経済成長率が示すように、経済が回復傾向にあるエルサルバドルの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、エルサルバドルの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.9』（国際商事法研究所、2018 年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第 17 回 エルサルバドル」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁷ <https://www.tni.org/en/publication/about-drug-law-reform-in-el-salvador>

¹⁸ http://www.nyulawglobal.org/globalex/El_Salvador1.html